

別紙2

滋賀県都市計画基本方針(素案)の修正

県民政策コメントにより提出されたご意見等を踏まえ、次のとおり基本方針(素案)を修正しました。

修正内容

- 1 P4 で示す「(7)空き家の増大」の図3-7の下に、空き家の分類における「その他の住宅」を説明するため、以下の文言等を追加しました。
・その他の住宅:空き家の分類における「その他の住宅」とは、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅のほか、空き家の区分の判断が困難な住宅などを指す。
- 2 P16 で示す「ア 災害リスクを低減する効果的な防災・減災対策の実施」に、以下の文言等を追加しました。
・琵琶湖西岸断層帯をはじめとした活断層による地震や、南海トラフ地震による大規模災害の発生に備え、公共施設における耐震対策の充実、山間部の集落等における土砂災害対策の推進、災害ハザードエリアの細やかな指定など、地域の災害リスクに応じた安全なまちづくりを推進する。
・利用者の安全確保の観点から、公共施設の新設、再編、再配置などに当たっても、同様に災害ハザードを踏まえ、安全に配慮した施設整備に努める。
- 3 P25 で示す「広域的に影響を及ぼす大規模集客施設の市街地の拠点への立地誘導」に、大分県の事例を掲載しておりましたが、削除しました。
- 4 P26 で示す「非線引き都市計画区域における特定用途制限地域の活用」に、「市町村が決定主体として、特定用途制限地域について指定を行う。」と記載しておりましたが、「市町が決定主体として、特定用途制限地域について指定を行う。」に修正しました。
- 5 P28 で示す「他法令に基づく規制誘導手法を活用した重層的な土地利用の規制・誘導」に、茨城県桜川市の地区計画の事例を掲載しておりましたが、滋賀県の地区計画の事例に修正しました。
- 6 P41で示す「図6-13 都市農地の導入事例」に、千葉県柏市の事例を掲載しておりましたが、削除しました。